

公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年2月7日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

監査結果報告（1）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日程	指摘事項件数	意見件数
農政部	総務、農政課、農業の魅力促進課、生産流通課、農村森林整備課、中央卸売市場（田主丸流通センター含む。）	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年10月3日 ～令和5年1月31日	6	1
商工観光労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、企業誘致推進課、観光・国際課、労政課、競輪事業課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年10月3日 ～令和5年1月31日	3	1
都市建設部	総務、都市計画課、交通政策課、広域事業調整課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、道路整備課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年9月26日 ～令和5年1月31日	13	2
上下水道部	総務、経理課、営業管理課、給排水設備課、上水道整備課、浄水管理センター、下水道整備課、下水道施設課、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三潴事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年10月3日 ～令和5年1月31日	5	2

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【農政部】

指摘事項

《事務監査》

[文書管理事務]

委託業務の契約において、契約締結伺いの決裁が未了のまま業務が実施され、完了しているものがある。

《財務監査》

[会計年度任用職員給与支払事務]

パートタイム会計年度任用職員の費用弁償で、通勤手当の計算を誤り、規定より少なく支給されているものがある。

[給油チケット管理事務]

給油チケット（注油券）について、未交付のチケットに、交付者の押印をしているものがある。

[契約事務]

- (1) 契約書において、違約金に関する条項が定められていないものがある。
- (2) 相手方から契約書が提出されていないものがある。

[物品管理事務]

備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。

意見

《事務監査》

森林環境譲与税は、森林の有する、地球温暖化防止・国土保全・水源涵養等の公益的機能を維持するために森林整備等を進めていくための財源として創設され、令和元年度から地方自治体に交付されている。しかし、これまでの市町村における執行率は5割程度にとどまっており、残額は基金に積み立てられている。本市における同3年度の決算額は28,676千円で、全額、森林経営管理制度推進業務委託に使われているものの、同4年度予算は37,056千円で、うち9,022千円を「ふるさと・水と土と森林保全基金」に積み立てることとしている。今後は基金額が増加していくことが懸念される。

地球温暖化防止・国土保全・水源涵養といった、制度の趣旨を踏まえ、予算を適切に執行されたい。

森林環境譲与税の目的は森林整備や関連の人材育成確保、木材利用や普及啓発に資することである。市の判断で幅広く活用できるのが特徴でもある。従って公共工事等における地場木材のさまざまな用途での活用について発注部局と協議するなど、同税を活用した事業について広い観点から検討されたい。

【商工観光労働部】

指摘事項

《事務監査》

[審議会等事務]

監査日時点（R4.10.17）において、附属機関の委員である市議会議員に対して委員報酬を支払っていないものがある。

《財務監査》

[契約事務]

契約書において、違約金に関する条項が定められていないものがある。

[物品管理事務]

備品について、備品台帳に記載はあるが備品の現物がないものが多数ある。

意見

《事務監査》

本市ではこれまで、長期にわたり中心市街地の商店街活性化の取り組みに努めてきた。その結果、近年の空き店舗率は14～15%程度で推移しており、一定の改善が図られている。

しかしながら、本市においては、他市と同様、マイカー普及率の上昇とともに物販・サービス・アミューズメント店舗が郊外のロードサイドの大型店舗に集積し、人が集まる賑わいがある地域が移り変わってきた。さらには近年、物販についてはEコマースへの移行傾向が続いている。そうした現状を前提とした商業振興策や市全体の活性化策を再構築していく必要があるのではないか。

費用対効果の視点で、現在まで取り組んできた中心市街地の商店街の賑わい回復・維持策の効果について検証し、費用に見合う効果が得られていないのであれば、他の手法を検討するなどの取り組みを進められることを望む。

【都市建設部】

指摘事項

《事務監査》

[会計年度任用職員任用事務]

会計年度任用職員について、宣誓書を徴取しないまま職務を行わせているものがある。

[審議会等事務]

(1) 附属機関への諮問に係る専決権者を誤っているものがある。

(2) 決裁未了のまま、附属機関の招集や答申を行っているものがある。

[給油チケット管理事務]

給油チケット（注油券）の使用者と交付者が同一人物になっているものがある。

《財務監査》

[契約事務]

(1) 契約書において、契約解除の要件を限定しているものがあり、市にとって不利な内容になっているものがある。

(2) 契約書において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるとき、契約内容の完全履行を請求できる期間が民法の規定より短くなるなど、市にとって不利な内容となっているものがある。

(3) 契約書において、個人情報を取り扱っているにもかかわらず、個人情報の取扱いの条項が定められていないものがある。

(4) 消耗品の購入において、徴取した見積書に日付が記載されていないものがある。

(5) 予定価格が10万円以下の修理契約締結伺いの決裁において、見積1者の理由が記載されていないものがある。

(6) 委託契約において、個人情報保護条例施行規則第13条に規定する契約書に記載すべき事項の一部が漏れているものがある。

(7) 契約書において、暴力団排除条項が設けられていないものがある。

(8) 契約書において、違約金に関する条項が定められていないものがある。

(9) 契約書において、第三者に損害を与える事態が想定されるにもかかわらず第三者に対する損害賠償に関する条項が定められていないものがある。

《事務監査》

- (1) 生活支援交通施策として、平成21年度に「コミュニティタクシー」を、平成27年度に「よりみちバス」を運行開始している。「コミュニティタクシー」は、公共交通利用不便地において、高齢者を始めとする移動に制約がある人の日常の移動手段として、22の校区コミュニティ組織がタクシーを使用して実施している。「よりみちバス」は、公共交通空白地域等の2地域において、誰でも利用できる定時定路線型の日常の移動手段として、市が実施している。

それらに加え、公共交通事業者が路線維持困難との理由で廃止を申し出た路線のうち、存続が必要と判断した9路線について実施している路線バス運行補助事業も生活支援交通施策である。路線バス運行補助事業については、年々、利用者が減少し補助金額が増加している。

他市では、年々、利用者が減少し補助金額が増加する路線バス運行補助事業を廃止し、公共交通事業者等と連携して、民間共同企業体が運営するAIオンデマンド生活支援交通システムを構築し、市の財政負担軽減と住民の利便性向上に成功した事例がある。イニシャルコストは、その当時の年間路線バス運行補助金額と同程度とのことである。

そうした事例を参考に、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ地方自治法の趣旨を踏まえ、厳しい財政状況下でも持続可能な、久留米市の状況に適した生活支援交通システムの再構築に向け、公共交通事業者等と十分な情報共有化や協議に努めるなど、連携して取り組まれることを望む。

一方、全市的な公共交通機能については、西鉄大牟田線の特急の本数減などが実施され、バスでは中心部で一部の停留所が廃止されるなど、公共交通の利便性低下が見受けられる。一定レベルを超えた利便性低下が始まると、さらなる利用者減を招く悪循環に陥りかねない。

本市においては、鉄道駅が多いという特長を生かし、駅を中心としたまちづくりを進めている。そうであれば、利便性を高め、まちの賑わいにつながる地域公共交通体系について、長期的視点で再構築する必要があるのではないか。再構築に向けて、公共交通事業者や高等教育機関等と連携した研究会を設置するなどの取り組みについて検討されたい。

- (2) 2021年以降、資源価格が上昇し、円安とも相まって電気料金が上昇を続けている。また、地球温暖化の影響とされる、集中豪雨を始めとする気象の極端化が進行し、CO2排出削減の取り組みが求められている。エネルギーコストを抑制し、高いCO2排出削減効果がある市有施設のZEB化は、将来に向けて必要な施策のひとつであるが、国の補助要綱改正等により中核市は補助対象から除外されるとのことである。環境部等との連携・協力をより深め、中核市でも活用可能な国の交付金を活用した施設のZEB化推進に努められたい。

また、市有施設の照明のLED化率が低いとのことである。LED化は、エネルギーコスト抑制と高いCO2排出削減効果がある施策であるため、計画的な推進に努められたい。

【上下水道部】

指摘事項

《財務監査》

[給油チケット管理事務]

給油チケット（注油券）の使用者と交付者が同一人物になっているものがある。

[公用車管理事務]

公用車運転前後に確認する、アルコール探知機による運転者の酒気帯びの有無について、記録がないものがある。

[契約事務]

(1) 予定価格が10万円以下の修理契約締結伺いの決裁において、見積1者の理由が記載されていないものがある。

(2) 契約書や請書において、必要な仕様書が備わっていないものがある。

[財産管理事務]

固定資産において、久留米市企業局会計規程に定められている基準と異なる計上がされているものがある。

意見

《事務監査》

(1) 水道水は、水道法により塩素消毒が義務付けられている。給水栓を出た段階での水道水の残留塩素0.1mg/L以上を保持することが定められているが、使用量が少ない末端地域の配水管では水が滞留しやすく、塩素分の低下が生じやすい。その対策として管路末端での「捨て水」を行っている。

田主丸地域においては、地下水利用者が多く、給水整備済み区域内の水道水使用率は27.6%（令和3年度末）に止まっている。そのため、本年度の「捨て水」が48万 m^3 と、同地域の年間給水量の約7割に相当する状況となっており、昨年度に改善を求めた際の45.9万 m^3 からさらに増加している。

「捨て水」を減少させるための施策としては、同地域の給水整備済み区域内の水道水使用率向上を図ることが基本である。加えて、「捨て水」を減少させるための他の施策について検討し、早急に改善に取り組まれない。

(2) 両筑衛生施設組合は、筑紫野市・小郡市・太宰府市・大刀洗町・久留米市・筑前町で構成する、し尿の終末処理、処理の計画、施設の建設及び維持管理に関する事務を共同処理するための一部事務組合で、所在地は久留米市北野町である。本市については、北野町地域が対象となっている。

両筑苑は稼働から40年が経過し老朽化しているため、施設の更新について、構成市町での検討を進めているとのことである。

しかしながら、構成市町においては下水道普及率が上昇し、し尿処理量は減少してきている。今後についても、人口減少等により、し尿処理量は減少を続けることが見込まれる。北野町地域で発生するし尿の全量を本市の現有施設で処理することが可能なのではないかと。

費用対効果の観点及び長期的視点で、同地域のし尿処理方法について検討されることを望む。

監査結果報告（2）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
高良内財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象部局等の執務室	令和4年10月3日 ～令和5年1月31日	1	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

指摘事項

《財務監査》

〔財産管理事務〕

普通財産使用許可（更新）後に、貸付内容変更承認をしたものについて、変更前の貸付料で過大に徴収しているものがある。

監査結果報告（3）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
田主丸財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象部局等の執務室	令和4年10月3日 ～令和5年1月31日	0	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。
監査対象の事務は、適正に執行されていた。